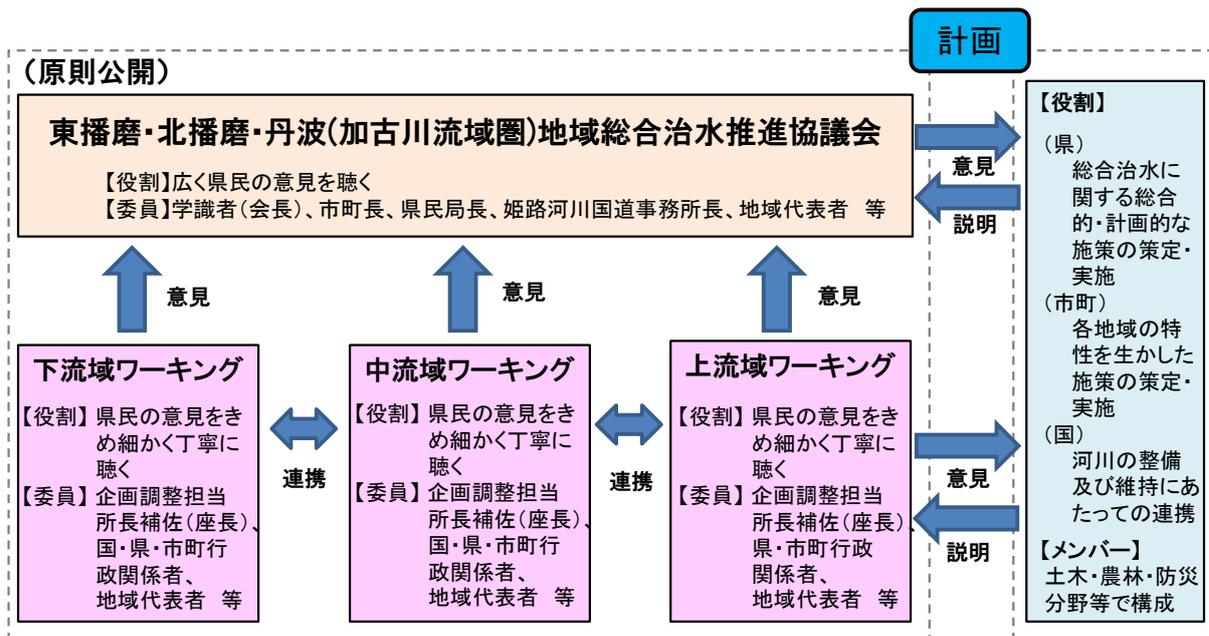


東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)

地域総合治水推進計画にかかる体制について

地域総合治水推進計画の策定及び推進にかかる体制（概要）

地域総合治水推進協議会

県が作成した計画案及び計画の推進に対して、県民意見を広く聴取するため、計画地域ごとに県民局が設置する要綱設置の協議会。原則公開。

ワーキング

計画案及び計画の推進に対して、県民意見をきめ細かく丁寧に聴くために協議会に設ける内部組織。原則公開。計画地域の实情に応じて、一地域に複数のワーキングをおくことができる。